

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の一部を次のように改正する。

1 前文の第二段落を次のように改める。

日本国とASEAN構成国との間の一層深いかつ広範な戦略的な連携を構築するため、貿易、投資、観光及び人物交流を促進することが極めて重要であることを認識し、

2 第一条1を次のように改める。

1 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「センター」という。）と称する貿易、投資、観光及び人物交流を促進するためのセンターを設立する。

3 第二条を次のように改める。

センターは、日本国とASEAN構成国との間の緊密な協力を通じ、日本国へのASEAN構成国からの貿易、特に、半加工品及び製品の貿易の促進により日本国とASEAN構成国との間の経済上の連携を強化し、日本国とASEAN構成国との間の投資の流れ（投資の流れに伴う技能及び技術の移転を含

む。)を加速させ、日本国とASEAN構成国との間の観光客の数を増加させ並びに人物交流を拡大させることを目的とする。

4 第三条(1)を次のように改める。

(1) 日本国及びASEAN構成国において、日本国及びASEAN構成国の双方の産品、産業、投資の機会及び観光資源並びに日本国とASEAN構成国との間の交流事業を紹介し及びこれらについて宣伝すること。

5 第三条(3)を次のように改める。

(3) 日本国及びASEAN構成国の双方の利益の増進を目的とするASEAN構成国からの及びASEAN構成国への貿易、投資、観光及び人物交流に関しての派遣団に対し、適当な場合には、援助及び助言を与えること。

6 第三条(4)を次のように改める。

(4) 日本国とASEAN構成国との間の貿易、投資、観光及び人物交流の振興に係る情報(市場への進出に関する規制を含む。)の交換を有意義なものとするための経路の役割を果たすこと並びに

市場に関する資料及び情報を準備し及び分析すること（市場の動向を分析することを含む。）。

7 第三条(5)を次のように改める。

(5) 貿易、投資、観光及び、適当な場合には、人物交流に関する調査及び研究を行うこと。

8 第三条(6)を次のように改める。

(6) 加盟国並びに、適当な場合には、関係する団体及び個人に対し、貿易、投資、観光及び、適当な場合には、人物交流に関する情報（(4)に規定する情報を含む。）並びにセンターによる調査及び研究の成果を提供すること。

9 第三条(7)を次のように改める。

(7) 必要に応じ、貿易、投資、観光及び、適当な場合には、人物交流に関する技術協力（技術移転に係るものを含む。）を促進すること。

10 第三条(8)を次のように改める。

(8) 貿易、投資、観光及び人物交流の分野において加盟国政府並びに関係のある地域的及び国際的な機関との緊密な協力を維持すること。

11 第三条(9)を次のように改める。

(9) 特に学生の間の相互理解を促進するために適当と認められる青少年の交流事業を行うこと。

12 第三条(9)の次に(10)として次のように加える。

(10) センターの目的を達成するために必要と認められる他の活動を行うこと。

13 第十条2を次のように改める。

2 日本国が負担する常設東南アジア諸国連合貿易投資観光展示場の賃借料を除くほか、センターの年次予算は、次の割合で負担する。

日本国 八七・五パーセント

A S E A N構成国 一二・五パーセント